○経済産業省告示第百三十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十条第二項において準用する同法第六十九条第一項の規定に基づき、次の者の同法第五十一条第三項及び第五十五条第四項の登録の更新をしたので、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第百十三条において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

名称	主たる事業所の所在地	審査の区分	審査業務開始日
一般財団法人発電設備技術検査協会	東京都港区芝大門二丁目十番十二号ＫＤＸ芝大門ビル	一　使用前安全管理審査 二　定期安全管理審査	平成三十年七月七日

○経済産業省告示第百三十六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第一項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第百五十九条第一項第十八号の規定に基づき告示する。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
フェノール類六種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、二―クロロフェノール、四―クロロフェノール、二・四―ジクロロフェノール、二・六―ジクロロフェノール及び二・四・六―トリクロロフェノールの各濃度が一グラム毎リットルのもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
ハロ酢酸四種混合標準液のうちｔ―ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びブロモ酢酸の各濃度が一グラム毎リットルのもの		
銀標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの		
亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの		

○経済産業省告示第百三十七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十五条第二項の規定に基づき、同項第一号の特定標準器による校正等を行う者、同項第二号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第三号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように告示する。

平成三十年七月六日

経済産業大臣　世耕　弘成

計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等に用いる量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
国立研究開発法人産業技術総合研究所	分光全放射束標準光源であって、校正範囲が波長において三百六十ナノメートル以上八百三十ナノメートル以下のもの	自己校正測定装置、比較受光器、単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、配光測定装置及び分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの
一般財団法人化学物質評価研究機構	フェノール類六種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、フェノール、二―クロロフェノール、四―クロロフェノール、二・四―ジクロロフェノール、二・六―ジクロロフェノール及び二・四・六―トリクロロフェノールの各濃度が一グラム毎リットルのもの	フェノール類六種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん及び分析計測装置（以下「有機標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	かび臭物質二種混合標準液のうちアセトン希釈のものであって、ジェオスミン及び二―メチルイソボルネオールの各濃度が百ミリグラム毎リットルのもの	かび臭物質二種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
	ハロ酢酸四種混合標準液のうちｔ―ブチルメチルエーテル希釈のものであって、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びブロモ酢酸の各濃度が一グラム毎リットルのもの	ハロ酢酸四種混合標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する有機標準液製造装置を用いて製造されたもの
	銀標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	銀標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置（以下「標準液製造装置」という。）を用いて製造されたもの
	亜塩素酸イオン標準液であって、濃度が一グラム毎リットルのもの	亜塩素酸イオン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造装置を用いて製造されたもの